

7 地放第 510 号
令和 7 年 9 月 11 日
(2025 年)

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務
委託事業者選定等委員会 委員長 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務の実施状況の評価について（諮問）

標記の件につきまして、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則（平成 29 年吹田市規則第 34 号）第 2 条第 2 号の規定により、吹田市立吹二留守家庭児童育成室、吹田市立佐井寺留守家庭児童育成室、吹田市立山二留守家庭児童育成室、吹田市立北山田留守家庭児童育成室、吹田市立藤白台留守家庭児童育成室及び吹田市立桃山台留守家庭児童育成室の委託業務の実施状況の評価について、諮問いたします。